

平成26年証券ゼミナール大会用

5

第1テーマ Bブロック

今後必要な金融リテラシーについて

10

埼玉大学 田中ゼミ 本間班

15

20

## 目次

	第1章 金融教育について
	第1節 金融リテラシーの定義
	第2節 金融経済教育の背景と必要性
5	
	第2章 小中高大学社会人の各段階で必要な金融リテラシー
	第1節 日本における金融教育の現状
	第2節 金融広報中央委員会における金融経済教育の現状
	第3節 学校段階における金融経済教育の現状
10	第4節 学校段階における金融経済教育の現状 - 業界団体・各金融機関等の取り組み
	第5節 小中高大学社会人の各段階で必要な金融リテラシー
	第3章 日本の金融リテラシーを浸透させる施策と海外との比較
	第1節 日本と海外の比較
15	第2節 アメリカの政策
	第3節 イギリスの政策
	第4節 ドイツの政策
	第4章 各主体が金融リテラシー向上の推進において担うべき、果たすべき役割
20	第1節 各主体の金融教育
	第2節 消費者経済教育について
	第3節 消費者教育の現状
	第4節 消費者保護に関する政策・対応
	第5節 消費者経済教育の課題
25	
	第5章 日本の金融教育の課題と解決策

## 第1章 金融について

### 第1節 金融リテラシーの定義

まず、金融リテラシーという言葉の定義をしていきたい。大辞林によるとリテラシーとは「読み書き能力。また、ある分野に関する知識やそれを活用する能力。」とされている。すなわち金融リテラシーとは「金融に関する知識や情報を正しく理解し、自らが主体的に判断し活用することのできる能力。」と定義できる。では金融教育とは何か。金融広報中央委員会によると、「金融教育は、お金や金融の様々なはたらきを理解し、それを通じて自分の暮らしや社会について深く考え、自分の生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて、主体的に行動できる態度を養う教育である。」とある。また、全国証券業協会によると、「金融リテラシーは社会人として経済的に自立し、より良い暮らしを送っていく上で欠かせない生活スキルである。国民一人ひとりが金融リテラシーを身に付けることは、健全で質の高い金融商品の供給を促し、我が国の家計金融資産の有効活用につながることを期待される。」とある。

### 第2節 金融経済教育の背景と必要性

金融広報中央委員会によると、金融教育は以下の4つの分野に分けられる。

(1)生活設計・家計管理に関する分野、(2)経済・金融の仕組みに関する分野、(3)消費生活に関する分野、(4)キャリア教育に関する分野、である。

(1)生活設計・家計管理に関する分野は、ものを大切にすること、我慢の気持ち、意思決定の理解と体得、計画を立てて消費すること、年齢相応の金銭管理の実践、貯蓄の意義と実践、などのことで小学生の低学年などの小さいころから身につけておかないと将来大変困るものであり、必要不可欠なものである。

(2)経済・金融の仕組みに関する分野、(3)消費生活に関する分野、は主にお金の機能、市場の機能、株式会社の機能、金融政策、年金・保険の仕組み、契約と自己責任、カード、インターネット取引、消費者の権利などである。具体的にインターネット取引の例に出してみると、近年インターネットを利用した取引が急増しており、それにともない商品が送られてこない、商品が説明と違うなどのトラブルも急増している。このように、これらほど小さいころから身につ

なければいけないものではないが、早めのうちに身につけていかなくては  
いけないものである。

## 第2章 小中高大学社会人の各段階で必要な金融リテラシー

### 5 第1節 日本における金融教育の現状

金融経済教育は、平成12年(2000年)6月の金融審議会答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」において、金融サービスのルールに関する新しい枠組みについての議論の中で、金融分野における消費者教育の重要性を指摘し、その課題を克服する大きな思索の一つとして位置付けられた。その後、  
10 ペイオフ全面解禁前の平成17年(2005年)3月、金融庁において「金融経済教育懇談会」が設置され、同年6月に「金融経済教育に関する論点整理」がとりまとめられた。「国民一人一人に、金融やその背景となる経済についての基礎知識、日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚しつつ自立した個人として判断し意思決定する能力(金融経済リテラシー)を身につけ、充実するための機会を  
15 提供すること」と金融経済教育を定義した。同年7月には「経済教育の関係省庁連絡会議」が設置されたり、「経済サミット」が開催されたり、金融経済教育の推進をはかる様々な活動が実施された。こうした経緯を踏まえつつ、現状では、金融庁をはじめとする関係当局、金融中央委員会や各都道府県金融広報委員会、学校や自治体、業界団体や各金融機関、NPO団体等の多種多様な関係者  
20 による実態調査やネットワークの構築を通じて金融経済教育のいっそうの推進の実現に向けて様々な取り組みが行われている。

### 第2節 金融広報中央委員会における金融経済教育の現状

金融中央委員会は、昭和27年(1952年)に日本銀行内に貯蓄増強委員会として発足し、その後、平成13年(2001年)に現在の名称に変更された。金融広報  
25 中央委員会は、金融経済情報の提供と金融経済教育の支援の2つを主要活動とし、業界横断的なネットワークを活用し、各都道府県金融広報委員会や関係団体と連携しながら、金融経済教育を推進している。

学校における金融教育を効果的に進めるために、教員、有識者、政府と連携  
30 しながら、小・中・高等学校の各段階における金融教育のあり方や指導計画例

をまとめた「金融教育プログラム」の作成、4つの分野－生活設計・家計管理、経済・金融の仕組み、消費生活・金融トラブル防止、キャリア教育－についての小学校から高等学校まで各段階での実践的指導方法や教材といった金融教育ガイドブックの提供している。加えて、平成 24 年(2012 年)9 月には、国民の

5 金融リテラシーの水準を客観的に把握する観点から、知識に加えて金融行動や態度に関する調査項目を加えた「金融力調査」の公表を行っている。また、金融教育フェスティバル、金融教育公開授業や教員セミナー、作文・小論文コンクール、金融・金銭教育研究校制度などの事業を展開して、学校段階、社会人・高齢者段階における金融経済教育の推進に向けた様々な取り組みを行っている。

10

### 第 3 節 学校段階における金融経済教育の現状

学校段階における金融経済教育は、主に社会科・公民科及び家庭科で実施されてきている。

平成 18 年(2006 年)には、昭和 22 年(1947 年)に制定された教育基本法が全

15 面的に改正され、教育の目標として、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視することや、主体的に社会に参画し、その発展に寄与する態度を養うことが規定された。これを受けて、平成 20(2008 年)には小・中学校、平成 21 年(2009 年)には高等学校の学習指導要領が改訂されて金融経済教育に関する内容の充実が図られた。学習指導要領改訂後の教育内容を教科

20 ごとにみると、社会科・公民科では現在の経済社会と経済活動のあり方の中で、株式会社の仕組み、直接金融や間接金融などの金融の仕組みや働き、金融の自由化・国際化など、金融に関する環境の変化について教育が行われることとされている。家庭科では、新学習指導要領に「生涯の生活設計」が新たに盛り込まれ、新しい教科書には、単に預貯金のするのではなく、運用をするといった

25 観点で金融商品を選択することの重要性や、運用にはリスクが伴うため、金融商品の特徴をよく理解した上で、目的や期間によって投資先を分けることなどに関する記述がみられる。このほかに、小・中・高等学校の総合学習の時間において、業界団体の活動や各金融機関の CSR(企業の社会的責任)の活動と連携した、金融経済教育の取り組みが行われている。一方、大学では金融経済教育が

30 体系だって教えられてはいない。そもそも大学における教育内容については、

その自主性・自立性に基づいて大学が自ら決定するものという大前提が存在するためである。大方の議論では小・中・高等学校教育から社会人・高齢者に飛んでおり、大学での教育という観点は欠落していた。そのため理科系の学部生などが、「金融」を学ぶことなく卒業していくという例さえあるのも現状である。

5 他方、文科系の学部生についても金融関連科目が必修に指定されていなければ、理科系の学部生と同様に「金融」をスルーして社会に出ていくことも珍しくない。大学での金融教育がいかに実施されているのかを体系的に検証し、問題点を見つけ出す作業は今後の課題として意識する必要もある。

10 第4節 学校段階における金融経済教育の現状 - 業界団体・各金融機関等の取り組み  
全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、生命保険文化センター、日本損害保険業回答の業界団体においては、自らが取り扱っている預金、株式、投資信託、保険といった個別の金融商品やその社会的意義についての説明、資産運用や投資意識の向上のためのセミナー・出張講座、投資や資産運用について意識の啓発を図るイベント等様々な取り組みが行われている。全国銀行協会は、  
15 従来から CSR(企業の社会的責任) 活動の推進という観点からも金融経済知識の普及・啓発活動に取り組んできている。教材の提供や講師の派遣、指定校への支援の実施。平成 26 年度は全国銀行協会と埼玉県教育委員会・相模原市教育委員会との協力をもとに「金融経済教育研究指定校」を 4 校指定している。傘  
20 下の個別行の金融教育の取り組みもウェブを利用して紹介している。

全国銀行協会と傘下銀行との協力事例として、三井住友銀行では、2006 年より、東京・関西(神戸及び大阪)・名古屋の 3 拠点で毎年 45 組の参加者に対して、小学生が実際の銀行業務を学び、体験する「夏休み! こども銀行たんけん隊」を実施し、従業員による授業のほか、窓口業務の体験や ATM・金庫の見学など  
25 を通して、子供たちに金融や銀行業務の基本について勉強する機会を提供している。また、2008 年 2 月より、子供も大人も楽しめる金融教育ゲーム「わくわく! 銀行探検隊」をホームページに掲載し始めた。抽選で限られた方しか参加  
30 いただけない銀行見学会をより多くの人に気軽に体験していただくために、銀行業界で初めて、銀行見学会をバーチャル体験できるようなウェブコンテンツを作成している。

あおぞら銀行では、銀行業務についての理解を深め、社会経済についての関心を高めてもらうこと、また、学生自身に「働くこと」を考えてもらうことを目的とし、東京・大阪の2都市において大学生・大学院生を対象としたインターンシップを実施している。2007年より継続して開催している。小規模で行うことにより、インターンシップ参加者同士や当行行員との密なコミュニケーションの場を提供することで、自身と向き合い、他者と向き合う中で、様々な「気づき」を得ることが出来るインターンシップを図っている。

- 5
- 住信 SBI ネット銀行では、「エコノミクス甲子園」のインターネット大会を開催することで、楽しみながら金融経済について学び考える機会の提供している。
- 10
- 日本 FP 協会においても、学校段階、生活者段階において貯蓄・投資等の分野別に必要な知識・スキルをまとめた「パーソナル・ファイナンス教育スタンダード」の作成や、家計管理や生活設計に関する各種セミナー等の取り組みが行われている。

#### (2) 自治体(消費生活センター・公民館等)の取り組み

- 15
- 消費生活相談、消費者啓発活動、生活に関する情報提供を行うため、各都道府県や市町村に設置されている行政機関である消費者生活センターでは、多重債務問題への注意喚起、詐欺的商法・犯罪の被害にあわないための啓発活動を中心とした取り組みが行われている。また、生活に即した教育・学術・文化に関する事業を実施するため、市町村に設置されている教育施設である公民館では、金融・保険・税金、消費者問題といった金融経済教育に関する講座が開催されているものの、育児・しつけ、料理・食品・食生活といった他のテーマに比べて講座数、受講者数ともに少ない現状である。
- 20

#### (3) 確定拠出型年金加入者への投資教育

- 25
- 2001年10月から始まった確定拠出年金制度、特に企業型は事業主が実施するが、加入者の管理資産についての運用の指示は加入者自身が行い、運用リスクについても加入者が負うこととなるため事業主の責務として、加入者に対して投資教育を行う努力義務が規定されている。実際は、投資教育は事業主から委託を受けた運営管理機関が実施している場合が多く、企業が確定拠出年金制度を導入する際の研修や再教育や確定拠出年金制度への関心を促す機会として
- 30
- 継続研修を実施することが求められている。また、確定拠出年金の個人型は、

国民年金基金連合会の責務として、投資教育の努力義務が規定されている。

#### 第5節 小中高大学社会人の各段階で必要な金融リテラシー

(1)金融庁では、一人の社会人として、経済的に自立し、より良い暮らしを送  
5 っていく上で、もっとも基本となるのが「家計管理」と将来を見据えた「生活  
設計」の習慣と捉え、また、実際に金融商品を利用するには、取引（契約）を  
適切に行うために理解すべき事項、時々の金融経済情勢も踏まえて金融商品を  
適切に選択するために必要な基礎知識、更には、保険、ローン・クレジット、  
10 資産形成商品といったカテゴリーごとの基本的な留意点を身に付けていくこと、  
加えて、自らの判断のみに頼らず、第三者のアドバイスを求める必要性につい  
ても理解しておくことが重要と位置付けた。2012年11月に有識者・関係省庁・  
関係団体をメンバーとする「金融経済教育研究会」を設置して今後の金融経済  
教育のあり方について検討を行い、2013年4月に研究会報告書を公表した。  
この報告書の中で、「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー」  
15 が示された。「最低限身に付けるべき金融リテラシー」の内容は、「家計管理」  
「生活設計」「金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択」  
「外部の知見の適切な活用」の4分野・15項目に分かれている。

20

25

30



表 1 生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー

a)家計管理	1: 適切な収支管理(赤字解消・黒字確保)の習慣化
(b)生活設計	2: ライフプランの明確化及びライフプランを踏まえた資金の確保の必要性の理解
(c)金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択 【金融取引の基本としての素養】	<p>3: 契約にかかる基本的な姿勢の習慣化</p> <p>4: 情報の入手先や契約の相手方である業者が信頼できるものであるかどうかの確認の習慣化</p> <p>5: インターネット取引は利便性が高い一方、対面取引の場合とは異なる注意点があることへの理解</p> <p>【金融分野共通】</p> <p>6: 金融経済教育において基礎となる重要な事項(金利(単利、複利)、インフレ、デフレ、為替、リスク・リターン等)や金融経済情勢に応じた金融商品の利用選択についての理解</p> <p>7: 取引の実質的なコスト(価格)について把握することの重要性の理解</p> <p>【保険商品】</p> <p>8: 自分にとって保険でカバーすべき事象(志望・疾病・火災等)が何かの理解</p> <p>9: カバーすべき事象発現時の経済的保障の必要額の理解</p> <p>【ローン・クレジット】</p> <p>10: 住宅ローンを組む差異の留意点の理解</p> <p>①無理のない借入限度額の設定、返済計画を立てることの重要性</p> <p>②返済を困難とする諸事情の発生への備えの重要性</p> <p>11: 無計画・無謀なカードローン等やクレジットカードの利用を行わないことの習慣化</p> <p>【資産形成商品】</p> <p>12: 人にとってリスク許容度は異なるが、仮により高いリターン</p>

	<p>を得ようとする場合には、より高いリスクを伴うことの理解</p> <p>13：資産形成における分散(運用分散、投資時期の分散)の理解</p> <p>14：資産形成における長期運用の効果の理解</p>
(d)外部の知見の適切な活用	15：金融商品を利用するにあたり、外部の知見を適切に活用する必要性の理解

参考 金融経済教育研究会報告書 2013

5 以上の4分野・15項目にまとめた最低限取得すべき金融リテラシーと併せて、年齢別・分野別の教育内容について体系的にとりまとめたより詳細なスタンダードを確立することが重要だと考える。また、金融広報中央委員会に設置されている「金融経済教育推進会議」は、2014年6月、「金融リテラシー・マップ」を公表し、「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー」の内容を具体化して、年齢層別、体系的に記すことでより効果的・効率的に金融教育を推進することに寄与している。

10

### (2)学校段階で必要な金融リテラシー

15 小中高大学段階では、社会人になるまでに家計管理、生活設計の重要性の理解、金融経済教育において基礎となる重要な事項についての理解が求められる。高校生、大学生は特に社会人に向けた準備段階として、徹底した教育プログラムが求められる。

### (3)社会人・高齢者段階

社会人・高齢者段階では、自ら金融商品の真のリスクに対する十分な理解、上記で述べた最低限取得すべき金融リテラシーを身に付け、自らの判断で選択で

きる能力を養うことが重要である。例えば、若年社会人は将来に向けて金融資産を増やす必要がある場合は、それに見合った投資教育の機会の提供の拡充、高齢者はより安全性の高い資産を中心とした資産構成の設定といった、年齢層ごとでの適切な金融行動の違いも理解させることが必要である。また、高齢者は、さまざまな金融商品トラブルや詐欺的被害に遭うことが多いので、より慎重な判断が求められる。

### 第3章 日本の金融リテラシーを浸透させる施策と海外との比較

#### 第1節 日本と海外の比較

10 金融の一般的な知識に関しては、日本は同レベルの経済力を持つ他国と比べ、金融知識の浸透が大きく遅れているのではないかと考えられている。日本では知識層であっても金融に詳しくないのは、その背景に「お金のことを人とあからまさに話すのは恥ずかしい」という美学があることや、汗を流して稼いだお金のほうがお金を運用することで得たお金よりも尊い、という価値観があるため、というように考えられている。学校教育の現場でも、金融についてほとんど教えていない、というのが現状である。金融リテラシーが低いために実態のない投資話を持ち掛ける悪質商法や投資詐欺の被害が後を絶たないというような問題もある。また、生命保険や損害保険も金融商品であり、金融商品のひとつである財形貯蓄をされている方も多いとされている。加入する保険を選んだり、財形貯蓄を設計する際には、自分の収入やライフスタイル、将来の人生設計などを踏まえて、いつどのような時期にどの程度のお金が必要になるか、そのためのお金をどのように準備すればよいかなどを考えて、保険や資産運用に関する情報を集め、理解し、判断したりすることが求められるなど、金融リテラシーが役に立つ場面は多くある。そこでアメリカ、イギリス、ドイツが行っている政策を考察する。

#### 第2節 アメリカの金融教育政策

##### (1) 概要

30 アメリカでは、金融商品を買う人も消費者という形で認識されており、消費者教育のなかでも金融教育は、民衆により身近な分野として行われてきた。日本

の教育が「金融の制度や仕組みを教える」ことに重点的に行われているのに対し、アメリカでは、我々の生活にとって金融がいかに関わり合っているかといった、消費者教育に重点を置いて「よりプラグマティックな教育」に重点が置かれている。また、近年、金融制度の目まぐるしい変化や、若い世代の金銭に関する知識の乏しさなどが原因となり、略奪的貸出などの犠牲となったり、クレジットカードの使用を誤る、などの事件が頻出したり、高齢社会の到来、金融の技術革新やグローバル化、貯蓄率の急速な低下といったことにより、学校での金融教育の必要性がさらに強調させるようになってきている。

しかし、学校教育の過程で何を教えるかどうかは金融教育の先進国いえるアメリカでも確立しているとは言えず、現在も論争が続いている。大学教授やエコノミストたちは、消費者教育、特に金融教育の授業で取り上げられているような最近のトピックスに関する分野の教育は排除されるべきであり、伝統的な理論経済学を教えてこそ真の消費者教育になりえると考えている。これに対し、高等学校教師等は、消費者教育は生徒の経験に関連した話題を取り上げるべきであり、自分の家庭がどのように収入を得て、それを消費や貯蓄にどのくらいの割合で費やしているのかを知ることこそが重要であると考えている。両者の主張は、まさに、真っ向から対立しているのである。

## (2) NPOによる活動

アメリカの金融経済教育において最も特徴的といえるのが、非常に多くのNPOが、長年にわたってさまざまな金融教育の推進に取り組んできたことである。こうしたNPOの活動は主に、学校において、生徒たちの金融理解力の調査、各学年レベル別の金融景税教育のカリキュラムの策定、金融に関する教材やプログラムの作成や提案、そして教員のトレーニングなどが挙げられる。

アメリカにおいて、金融教育の中枢を担っているのが、ジャンプスタート(Jump \$tart Coalition for Personal Financial Literacy: 全米金融教育連盟)と呼ばれる連盟である。ジャンプスタートは1995年に若者の金融教育の普及を目的に発足した全米初の“パーソナル・ファイナンス”教育推進連合である。100を超える全米のNPO団体、企業、政府組織から構成されており、構成メンバーに関する情報の提供や連絡・調整役を果たしているとともに、自らも金融テストを実施や、金融カリキュラムの策定などを行っている。

たとえば、学生にどの程度金融に関する知識があるのかを図るものとして、ジャンプスタートは、2004年に全米33州における215の高校の3年生、およそ4000人を対象として、金融知識の基礎的なテストを行っている。同様のテストは過去にも実施されている。

5

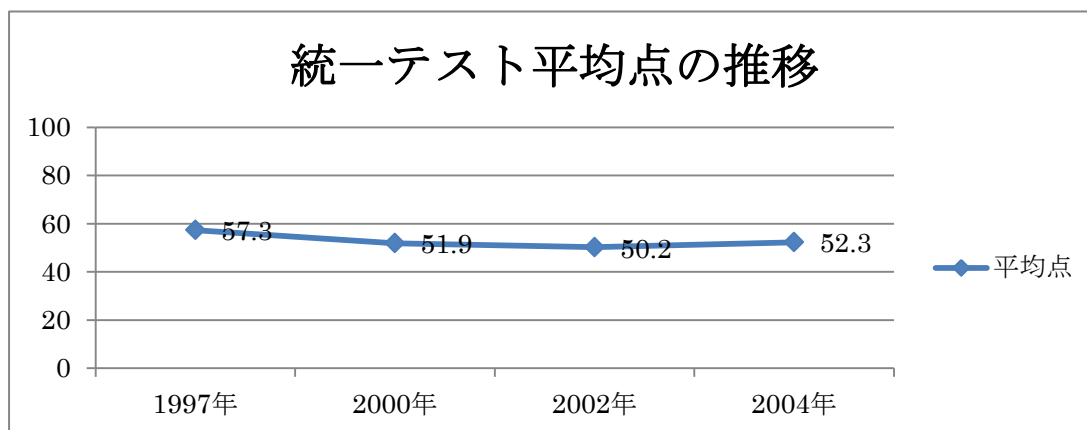


図1 統一テスト平均点の推移

参考 『グローバル時代の経済リテラシー』 魚住忠久・山根栄次・宮原悟・栗原久 共著 ミネルヴァ書房 (2005)

10

図1から、金融知識についての基礎的なテストであるにも関わらず、その結果はいずれも50点台である。この統一テスト結果は、アメリカの議会や政府、その他の金融や金融教育に関わる大人たちに、アメリカの高校生の家計管理や金融に関する知識がかなり低いものであると印象付け、金融教育の必要性を決定づけることとなった。

15

また、ジャンプスタートは他にも、こうした金融教育に関する調査の結果といった、NPO政府や政府により作成された教材・事例集を載せた情報センターをWeb上で開設したり、生徒の親向けのサイトを開いたりするなどして金融経済教育を助けるような取り組みを進めている。

20

ジャンプスタートと同様の活動を行っているのがNPO団体のNCEE(National Council on Economic Education:全米経済教育協議会)である。アメリカでは、教育に関する権限は州にあり、日本の文部科学省が決めるような指導要領は存在しない。そこで、NCEEは、国全体を統一的に考えるような

基準がないと国がばらばらになると恐れた連邦政府の依頼により、経済教育の標準モデルを作成する活動を行った。2000年の調査では、その基準をベースに各州が学習指導要領を作成して、経済というカリキュラムが入って学習指導要領が出来ている州が全米50州のうち48州に達している。NCEEは、経済や金融に関して、学年順に、段階的に達すべき基準を明確にし、最終的に理解すべき目標として以下の3点を挙げている。

#### NCEEが定める最終目標

- 10 ① 基本的な経済概念を理解し、労働者、消費者、市民としての生活に影響する経済問題について論理的に考え、経済学を知らない人が犯してしまうミス  
を回避できる。
- ② 失業やインフレ、金利動向などの程度と現状を知っている。
- 15 ③ 経済学者（エコノミスト）が経済問題に関して異なる見解を持っている一方で、多くの論点と基礎的な分析手法については、経済学者の間でも合意のあることを理解する。

図2 NCEEが定める最終目標

参考 平岡久夫 「わが国における金融教育の意義と課題」

20 図2より、NCEEが学校教育を通して生徒が最低限の経済知識を身につけ、経済の現状を把握して消費者問題を未然に防ぐとともに、自分の意志で決断、行動をすることができる人材に育つことを最終目標と定めていることが分かる。

また、NCEEのその他の活動として、「Financial Fitness for Life」と呼ばれる、幼稚園から高校生までの包括的な金融教育プログラムの提供と教員に対する研修の実施や、ジャンプスタートと同様に、金融教育についての実態調査の実施などが挙げられる。

25 ジャンプスタートやNCEE以外にもNEFE（全米金融教育基金）では、「HS Financial Planning Program」と名付けられた高校生向けの実践的な金融教育の教科書を刊行するなど、アメリカでは多くのNPO団体が、多様な金融教育

を独自に展開している。

### (3) 行政・政府・その他の団体

これらの NPO 団体が精力的に活動できるのは、NPO 団体に対して提供される豊富な資金のおかげである。アメリカでは、「経済教育法」が定められており、政府は金融経済教育の推進に尽力する NPO 団体に、助成金として、総じて、毎年 300 億ドルを越す寄付が行われている。

アメリカでは、行政は、財団法人、競技会、学会、連邦銀行といった各種団体と綿密な連携を取っている。たとえば、金融リテラシー教育会議や金融教育サミットが例として挙げられる。これは、各種団体と行政が話し合いを開き、金融経済教育のための戦略を全体で考えるとともに、それによって互いの連携を図ることを目的としている。

また、2008 年には「金融ケイパビリティにおける大統領諮問委員会」(現・金融ケイパビリティに関する大統領諮問委員会)が発足し、政府が国を挙げて、金融経済教育の推進に取り組んでいる。こうした背景には、サブプライムローン問題の発生があり、一人一人の意思決定が国の経済に及ぼす影響の大きさを痛感したということがある。政府は、この委員会の発足により、「若者の金融経済教育に関する知識が不足している」「お金の管理における金融経済教育が不足している」といった諸問題の解決に取り組もうとしたのである。

その他に、銀行や財団でも様々な取り組みが行われている。例えば、CITI グループは、10 代向けの経済教育教材の提供を WEB 上で行っている。同様に FRB (連邦準備制度理事会) も金融教材を頻繁に作成して学校に配布している。また、米国銀行協会は財団を創設し、「子供に貯蓄を教える日」を設けて、貯蓄の大切さを教える活動を行っている。その他に、ニューヨーク証券取引所では、200 名以上の教員を対象に 5 日間のワークショップを年間数度にわたって開催するなど、生徒だけでなく教員の金融教育も行う団体も存在する。

### (4) 日本でも活用されたアメリカの金融教材

日本でも活用されているアメリカの金融教材に“株式模擬売買ゲーム”がある。これは、アメリカの SIA (証券業者協会) が 1977 年から学校で実施を始めた株式模擬売買ゲーム (Stock Market Game) と呼ばれるもので、アメリカでは毎年 50 万人以上の生徒たちがこのゲームに参加している。日本では、S

I Aの Stock Market Game をモデルとして東京証券取引所等が 1995 年に導入を開始した。「株式学習ゲーム」と呼ばれるこの教材は、生徒が 3,4 人でチームを編成し、各チームにそれぞれ 1,000 万円の投資元本が与えられたという想定で、300 銘柄の株式のなかから、実際の株価に基づいて一定期間（平均 13 時間）の模擬売買を行い、最終的な持ち株の時価評価と現金残高を足した額の合計で、チーム間の順位を争うものである。

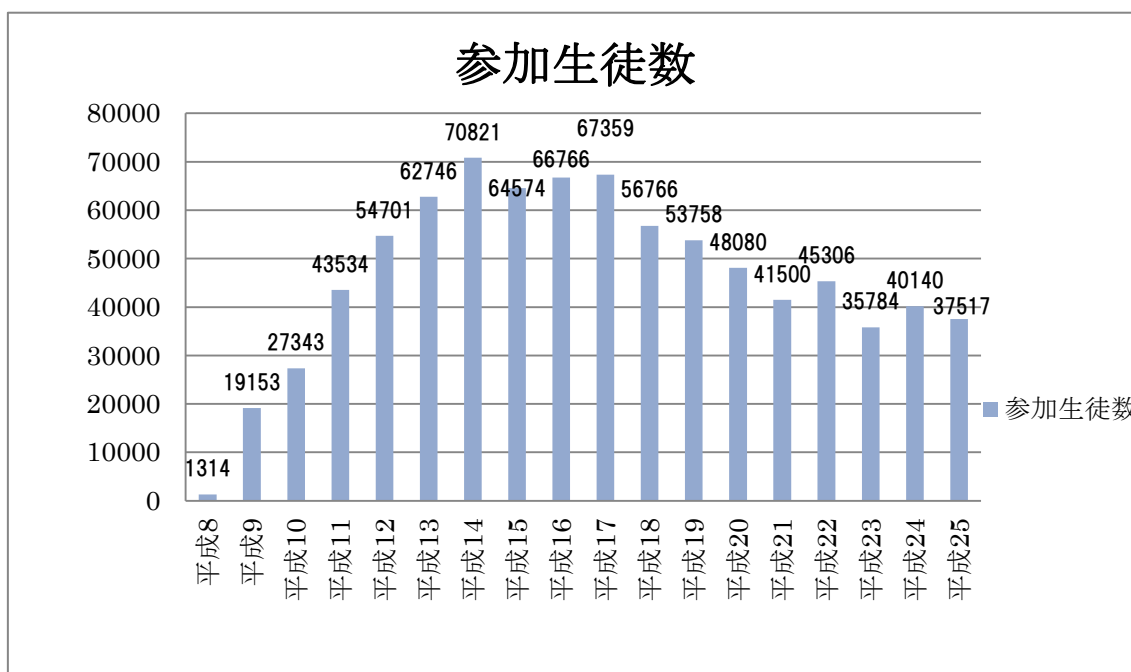


図 3 参加生徒数

参考（東京証券取引所ホームページより筆者作成）

10

図 3 は株式学習ゲーム参加生徒数の推移である。平成 8 年には、わずかに 1300 人程度だった参加生徒数は、その後急激に増加し、6 年後の平成 14 年には約 60 倍の 70000 人もの生徒が利用していることが読み取れる。株式ゲームは、ゲームといえど実際の株価に基づいた模擬的な売買が行われるので、生徒たちは株式ゲームを楽しみながらプレイするうちに自然と経済の動きや企業の動向、経済ニュースなどを学んでいることになるのである。また、株式学習ゲームのような、いわゆるシミュレーション教材を使用して、生徒になんらかの体験しながら学習させることで、教科書と現実の経済・社会に動きとのギャップを埋め、疎遠な感覚を持つ経済を身近に引き寄せる効果が期待できるのである。

15



(5) アメリカの金融教育の動向（金融ケイパビリティの推進）

アメリカの金融リテラシーの今後の動向として、金融ケイパビリティのさらなる推進、という点が挙げられる。

- 5 上述したとおりに、アメリカではサブプライムローン問題が深刻化した 2007 年に、当時のブッシュ大統領がその対策として、「金融リテラシーに関する大統領諮問委員会」を設置した。委員会設置のために発出された大統領命令書には、「金融教育を連邦政府の政策として推進する」と明言され、19 人のメンバーには、金融教育に従事する N P O 団体の代表者などの、民間の有識者が大半を占めることとなり、連邦政府機関出身者のみで構成されていた以前の金融教育委員会とは様相を変え、様々な視点から、多様な意見を取り入れようとしていることがうかがえる。その後、2010 年のオバマ大統領により、「金融ケイパビリティに関する大統領諮問委員会」に名称が変更された。同委員会では、「金融ケイパビリティとは、知識とスキルとアクセに基づいて金融資源を興亜的に管理する能力である。この能力を発展させるためには、個人は、金融商品や金融サービス・金融コンセプトに適切にアクセスし、それらを理解しなければならない。金融ケイパビリティは、個人に、情報を選択し、落とし穴を避け、どこに助けを求めに行ったら良いのかを知り、現状を改善し、長期的な金融健全性を改善するための行動をとる力を与える。」と提唱されている。（新保 恵著『金融・投資教育のススメ～投資の学び方と投資教育のあるべき姿』株式会社 きんざい発行 より引用）
- 10
- 15
- 20

- ここで、着目したいのが、委員会の目的が「金融リテラシー」から「金融ケイパビリティ」へと転換しているということである。リーマンショックを受けて、オバマが政権は金融制度改革と消費者保護の強化に加えて、金融ケイパビリティの確立であった。つまり、知識だけでなく、具体的な金融アクセスや金融ツールの整備により、実際に健全な金融行動をとれるようにするための教育を重点的に行うことを示唆したのである。
- 25

- 金融ケイパビリティの推進は、アメリカの教育教材の中にも表れている。我が国の義務教育課程の教科書には、金融に関して直接的に書かれている記述は、まずかに数ページに過ぎないことは、前述のとおりである。これは、様々な教
- 30

科を通してトータルで金融について学ぼうというねらいもある。これに対し、アメリカの学校の「経済」(Economics)の教科書には、数十ページ、なかには100ページもの金融・証券に関する記述が掲載されている。金融の仕組みや機能についての解説が具体的になされている。さらに、こうした解説からは独立して実践的な章が設けられており、時にケース・スタディを交えながら、日常生活の中でいかにして賢い消費者、投資家になりえるのかについて解説してあることもまた特徴であるといえる。たとえば、銀行の機能や連邦準備金制度(FRS)についての項目は、お金の役割、銀行の機能とサービス、信用創造、連邦準備金制度などの解説だけでなく、金利の計算の仕方や小切手の書き方、送金の仕方といった、銀行の利用方法までも言及している。「金融の制度・仕組みを教える」ことに重点が置かれている日本の教科書とは対照的である。

### 第3節 イギリスの金融政策

#### (1) FSAの設立

イギリスでは1997年に誕生したブレア労働党政権によって金融サービス庁(FSA)が設立された。FSAは翌1998年11月に「金融サービスに関する公衆の理解促進;消費者教育のための戦略」を公表し、1999年に、「金融リテラシー教育」と「消費者への情報提供及び助言」の2つを柱とする「消費者教育プログラム」を策定した。

また、「金融リテラシー」とは「情報に基づく判断を行い、資金の活用及び管理に関して効率的な意思決定を行う能力」であり、「金融リテラシー教育とは、金融サービスについて質問でき情報を持った消費者になり、自分のファイナンスを効果的に管理するために必要な知識・理解・スキルの土台を個人に付与する教育」とされている。

そしてFSAは、効率的、順法的かつ公正な金融市場を整備し、消費者が公正な金融取引ができるように手助けすることを目的としている。金融取引や金融に関わる問題をめぐる消費者の決定は種々な要因によって影響を受ける。たとえば、ライフサイクルの段階、可処分所得、みずからが直面する問題を識別する能力、多様な意見が存在することを認識する能力や多様な意見を評価する能力、有益な情報や助言を入手する手立てなどである。消費者のニーズに適合し

た、実効性のある消費者教育プログラムを確実に実施するために、FSAはその役割を達成するために金融リテラシー(能力)教育として、消費者にスキルと知識を伝授するなどの方策を策定した、この金融リテラシー教育は小学校や中学校、高校、大学などの教育機関、あるいは社会人のために職場やインターネットを通じるなど、その他の方法で提供されるもので、金融リテラシー教育はあらゆる金融サービス能力向上のための活動を補強すると考えられている。

また、2000年に金融市場サービス法が成立し、FSAは、金融機関と金融市場に対する唯一の規制監督機関とされ、その規制目的の一つに「公衆の啓蒙」が掲げられ、FSAがそのための「消費者教育」を行うことが法的に義務づけられた。そしてこの消費者教育には、公衆の金融システムに対する認識と理解を喚起するために必要な「金融リテラシー」を高めるための優先課題を盛り込む必要があるとされた。

## (2) ISAについて

英国のISA(Individual Savings Account:個人貯蓄口座)は、PEP(Personal Equity Plan:個人持株制度)及びTESSA(Tax Exempt Special Savings Account:免税特別貯蓄口座)を整理・統合し、1999(平成11)年4月に導入された制度である。

当初は、2009(平成21)年までの時限措置とし、また、導入7年後に制度の効果を検証のうえ評価することを前提として制度が導入された。その後、貯蓄や投資を広く英国国民に普及し、とりわけ、低所得者層や若年層に普及したことが評価され、2008(平成20)年に恒久化された。

ISAが導入された当初は、株式型ISA(stocks and shares ISA)、預金型ISA(cash ISA)及び保険型ISA(life insurance ISA)の3種類から構成されていたが、2005(平成17)年に保険型ISAは株式型ISAに統合・整理され、株式型ISAと預金型ISAの2種類となっている。

また、英国居住者は、1人につき1社の証券業者等でのみ開設可能であって複数の種類の金融商品への投資が可能な総合口座(The maxi ISA)と、1人につき複数社の証券業者等に開設可能であって1つの種類の金融商品への投資が可能なミニ口座(The mini ISA)があったが、2008(平成20)年に区分が廃止され、株式型ISAと預金型ISAの2種類に簡素化されている。なお、

英国の ISA の年間拠出額は 2008（平成 20）年以後、年々引き上げられているが、この引上げ額は、前年 9 月における消費者物価指数の年間上昇率に応じて決定される。

5 ISA のメリットとしては、その貯蓄や投資からの配当、受取利子などが非課税となり、また株式などへの投資で得られたキャピタルゲインまでもが非課税となることである。

### （3）金融ケイパビリティについて

ブレア政権下の教育雇用省は、1999 年に新しいナショナル・カリキュラムの一環として「個人、社会、健康教育（PSHE）とシチズンシップ」に関するフレームワークを出版し、その一環として 2000 年に『パーソナルファイナンシャル教育による金融ケイパビリティ学校のためのガイダンス』が出された。ここで初めて金融ケイパビリティ概念が使用され、「金融ケイパビリティは、全ての人の人にとって重要なライフスキルの一つ」と書かれ、また金融ケイパビリティには、金融知識と理解、金融スキルとコンピテンス、金融責任という相互に関連した 3 つのテーマがあることが示された。こうした中 FSA も、2002 年に「金融ケイパビリティ向上グループ」（FCSG）を発足させ、2003 年に『金融ケイパビリティのための国家戦略に向けて』を作成し、FSA として正式に「金融ケイパビリティ」概念を使うようになる。2004 年に『イギリスにおける金融ケイパビリティ』を出し「金融ケイパビリティ」を基本コンセプトとする国家戦略への大きな転換が開始された。2006 年、FSA は前年に行われたベースラインサーベイの結果に関する報告書を出した。2006 年 3 月 FSA は、『デリバリング・チャレンジ』を公表し、実際の行動と結果を重視する金融教育の国家戦略目標を再設定する。それは、学校、若者、労働現場、消費者コミュニケーション、オンラインツール、新婚家庭、マネーアドバイス、の七つの分野に焦点を据えたもので、2006 年から 5 年間の国家戦略実施計画が示された。

また、2008 年に FSA は、「金融ケイパビリティ:行動経済学の地平」というリサーチ・ペーパーを公表した。人々の金融行動は、情報やスキル、あるいはそれらを効果的に使うためにいかに選択するかではなく、人々の本源的な心理的態度に第一に依存している。そのため、情報提供と教育によってデザイン

された金融教育のイニシアティブはポジティブではあるが、しかし控えめなインパクトしか期待されない。FSAは、成し遂げられつつある広範な行動の変化は、根深い行動バイアスのために長期のプロセスとなると認識した。消費者の実際の金融行動を変えることは、知識の付与だけでは限界がある。行動ファイナンスが指摘する様々な金融に関する意思決定のバイアスがあるからである。

5 そのために必要なことは、ファイナンシャル・プランニングを行うことなど金融ケイパビリティの養成という観点を持つことであり、また中立的アドバイスによるバイアス修正や制度によるバイアス修正などの方法を実行することである。

10

#### (4) 学校での金融教育

英国では、学校教育における金融教育も重視しており、学習カリキュラムに即した融教育コンテンツの拡充や、金融教育の履修義務化を盛り込んだ教育改革法案の議会提出などが行われた。さらに、政府・FSAは、金融教育を担当する学校・教師に対するサポート体制の充実化を図るため、全国ネットワークを有する金融教育専門のNPO (pfeg) との間で資金提供を含めた広範な連携活動を行っている。このほか、財務省は、2005年に子供信託基金と呼ばれる児童名義の税制優遇貯蓄制度を導入し、金融教育の教材としても活用することを検討している。

20

#### (5) 政府の関与

政府においても、経済、社会、人口構造の変化という大きな環境変化への対応の一環として、金融面においては、金融サービス市場の強化を目指し、効率的で独立したリスク・ベースの規制体系の構築、シンプルで低コストの金融商品の開発を促進するための対策の導入など、サプライサイドの対策が推進された。しかし、その過程で、政府は、消費者が市場において積極的な役割を發揮できるようにすれば、こうしたサプライサイドの対策がもっと大きな効果を發揮するのではないか、つまり、消費者の金融能力の向上が、個人の段階にとどまらず、金融サービス業界、金融サービス市場、ひいては英国経済全体に利益

25

30

務省を中心に、金融能力への長期的な取り組みについて検討が重ねられた。その結果明らかにされたのは、政府の金融能力への長期的なアプローチは、FSAの金融能力国家戦略を補完し、連携することであり、これによって、英国の全ての成人が、金融にかかわる事項に関与し、金銭に関して有効な決断をするために、クオリティの高い一般的助言にアクセスできるようになることや、全ての児童及び若年者が、パーソナル・ファイナンスの計画的で首尾一貫したプログラムにアクセスすることが出来、それによって、金銭管理のためのスキルと自信を身につけて学校を卒業できるようになること、金銭面の意思決定がうまく出来ない人々を支援するために、様々な政策の重点が、金融能力の増進に置かれるようになることというような政府の長期的目標(long-term aspirations)を達成するということであった。

#### (6) PEFG について

また、FSA は、金融業界団体や消費者団体とともに、個人向け金融教育グループ(Personal Finance Education Group、PFEG)という団体に出資している。PFEG は、青少年向けの金融知識教育を目的とする中立的な非営利団体であり、学校における金融教育の枠組みの策定や学校教育で利用できる教材パッケージの無償提供、教育関係者向けのフォーラムの運営等のほか、民間企業による学校教育への協力についてのガイドラインを策定するなど、学校教育における金融分野の教育を支援する活動を行っています。

### 第4節 ドイツの金融政策

#### (1) ドイツの学校教育システムについて

ドイツの学校教育において本格的な経済教育が開始されるのは、一般的に前期中等教育段階(第5~10学年)においてである。そして、ドイツでは学校教育に関する権限は基本的にそれぞれの州にあり、学習指導要領は州ごとに作成されている。また、前期中等教育段階には複数の学校の種類が存在し、各州において学校の種類ごとに学習指導要領が作成されるのが一般的である。ドイツ北西部のニーダーザクセン州は旧西ドイツ時代より学校教育改革に先進的に取り組んできた州の1つである。ドイツの教育において初等教育段階(第1~4

学年)の学校は基礎学校が中心である。複線化する前期中等教育段階では、基幹学校(第5~9・10学年)、実科学校(第5~10学年)、ギムナジウム(第5~10学年)がドイツの各州での一般的な学校の種類であり、ニーダーザクセン州でも同じようなことがいえる。

- 5       そして、実科学校のプロフィール経済の学習指導要領には参考資料として金融教育について例示されている。プロフィール経済は個々の学校において経済教育を重点領域とする場合に2時間扱いあるいは4時間扱いとして設置されるものであり、その学習指導要領に示されている金融教育の例示は、ニーダーザクセン州の前期中等経済教育における金融教育の最大の範囲を表すものと考えられる。金融教育の学習対象と考えられているものは広範囲に及んでいる。生活上必要なもの、それらをみたすための所得の獲得と使用による家計管理、所得の使用における消費やクレジットや貯蓄、また貯蓄における財産の形成や保険などによる将来への備えといった諸側面や諸領域が挙げられ、関連をもつものとして結びつけられている。これらのように、最大の範囲で学習させるということは人々が金銭を介して生活することにおいて必要なことすべてをできるだけカバーしようとしていることの表れである。
- 10
- 15

教科経済と同じ教科領域に属する教科家政の経済教育では、よりよい経済生活を形成できるようにするための経済教育に特化し、生活上の金銭を介した活動を幅広く扱い、それらの活動を適切に実践できるようにするための実用的な教育を行う。一方、別の社会系教科領域に属する教科政治の経済教育では、よりよい経済生活のために経済社会をよりよく形成することができるようにする経済教育に特化し、生活上の金銭を介した活動そのものではなく、それらに関連する制度や政策を扱い、制度や政策の有り様をとらえたり在り方を考えたりすることができるようにするのである。

25

## (2) ドイツの金融教育の特色について

ドイツの金融教育の特色は大きく5つ挙げられる。第1は個人がよりよい生活のために金銭を介して行う幅広い諸活動が金融教育の学習対象となりうると考えられていること。しかしながら、実際には消費などの特定の活動が学習対象として重視されていることである。第2は、専門的な知識を有しているだけ

30

でなく、生活に用いて認識と吟味評価を行うことで金銭を介した活動を決定できる能力の育成が重視されていることである。第 3 は、個人的生活上の金銭を介した活動に関する直接的な教育だけでなく、その活動を背景となるものや関係のあるものと結びつけてとらえ返し問い直せるようにしたり、その活動に関連する制度や政策の在り方を考えられるようにする間接的な教育も図られていることである。第 4 は、進路に結びついた学校種によって経済教育の関係教科の設定が違い、直接的な教育と間接的な教育が 1 つの教科で編成される場合もあれば複数の教科で編成される場合もあること。関係教科それぞれが生活上の金銭を介した活動に関して各教科独自のアプローチをとっていることである。

5 第 5 は、個人的な金銭を介した活動に関する直接的間接的教育は、既存の経済社会のなかで経済生活を形成できるようにするとともに、よりよい経済生活のために経済社会を新たに形成できるようにする経済教育の一環に位置づくことである。

### 15 (3) ドイツと日本の金融教育の比較

これに対して日本の金融教育はどうであろうか。日本では日本型金融ビッグバンや景気動向により金融環境が大きく変化し、金融教育の必要性が高まった。2000 年の金融審議会により「21 世紀を支える金融の新しい仕組みについて」が答申され、その中で金融分野における消費者教育の必要性が言及された。

20 2008 年に発刊された「金融教育プログラム—社会の中で生きる力を育む教育とは—」は、学校教育における金融教育をより効果的にすすめるために、小学校・中学校・高等学校の学校段階ごとに各教科や総合的な学習の時間等における金融教育の指導計画事例等を中心に編集されたものである。

しかし、この日本の金融教育システムは国主体で進められているが、うまく

25 いっているとは言えないのではないか。現在の制度は自治体の種類や規模等にかかわらず、ほぼ一律であり地域の実情に応じた工夫ができない。金融教育も地域の実情に合わせていくべきではないか。当然地域によって経済規模や金融規模は異なっており、必要とされていることが地域によってすべて同じとは限らないからである。

30 先程述べたとおり、ドイツは連邦主義を採っており、連邦を構成する 16 各



- 州は単なる地方行政単位ではなく、それぞれ独自の権力を持つ国家である。したがって、教育行政も各州により行われており、教育方針も各州に委ねられている。また、常設文部大臣会議があり、基本的な教育政策や方針について州間の情報交換や調整を行っているが、会議自体に各州の教育行政に対する強制力はない。なお、州文部省は教員を州公務員として採用し学校を設置・維持するが、個別の学校管理運営には直接関与しない。このシステムのメリットはその地域に合わせた金融教育を含めた教育を実施することが出来ることである。例えば、金融取引が盛んな地域や未だに金融取引があまり盛んではない地域がある。それによってその地域で必要とされていることは異なっている。
- 10 このように日本もドイツの例を参考にして少しずつでも金融教育を含めた教育方針などを地域にある程度委ねてもいいのではないか。

#### **第4章 各主体が金融リテラシー向上の推進において担うべき、果たすべき役割**

##### 第1節 各主体の金融教育

- 15 金融教育とはお金に関する幅広い学習を通じて、社会を生きる力をはぐくむ教育のことである。金融広報中央委員会の定義では、「金融教育」を「お金や金融の様々なはたらきを理解し、それを通じて自分の暮らしや社会について深く考え、自分の生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて、主体的に行動できる態度を養う教育」としている。（2007年
- 20 2月『金融教育プログラム』より引用）この定義から、金融教育というと、自分の資産を増やすにはどうしたらよいか、について学ぶことと考えられがちであるが、その目的は金融について学び、深く考えることで自分の生活を見つめなおすための一種の学問であることが想像できる。つまり、金融教育は、自身の人生や社会をより豊かにするための取り組みを促進することに、真の目的が
- 25 存在すると考えることが出来る。ここでは、金融機関、教員、あるいはファイナンシャル・プランナーといった各主体が、異なる立場においてそれぞれに金融リテラシーの推進において担うべき、果たすべき役割とはどのようなものなのか、について考察していきたい。

- はじめに、教員による金融教育について考えていきたい。金融教育を行う上で最も重要であるのが、義務教育機関の金融教育であると考えることが出来る。
- 30

もちろん、家庭において、例えば周囲の人への感謝、ものやお金の大切さの理解、お金の管理や働くことへの意義など、子供の今後の人生に必要とされる基本的な内容を教えることは非常に大切であるといえることができる。ただし、家庭でそれらの教育をすべて行うには自ずと限界も生じると考えられる。社会に出る前に、様々な価値観のなかでより幅広くお金に関する教育を行うことが望ましい。義務教育期間に行われた教育がすべての基礎となり、その後の金融教育を左右すると考えられる。ゆえに、年齢に応じた適切な教育を行うことが必要となり、その決定は教員の判断に委ねられる。ゆえに、教員の役割は大変に重要である。

- 5
- 10
- 15
- 20
- しかし、教育現場における現状は大変に厳しい。ひとくちに金融教育といってもモノやお金の価値や管理の方法などを教えるものから、経済や金融の仕組みを把握させるものまで、幅広い分野である。そのすべての内容を理解した上で、生徒の年齢・学年に合わせた適切な内容の教育を行うのは、教員ひとりの力では大変に困難であることが予想される。また、限られた授業時間のなかに新たに金融教育に関する授業を組み込むのは時間的に難しいことが考えられる。以上のことから、義務教育を中心とする教育課程において金融教育が行われる際に発生する問題としては、主に適切な教育範囲の設定や実際に教育を行う際の教師の知識不足によるものと、教育時間の確保という問題が挙げられる。つぎに、金融機関とそれを取り巻く人々の金融教育において担うべき役割について考えていきたい。

金融機関、またはそれに従事する人々の特徴として、金融取引により金融サービスを受け取る側であると同時に、一般の人々や企業に自社の製品を通して金融サービスを提供または発信する側にもなるという点が挙げられる。

- 25
- 30
- まず、教育を受ける側としての企業の立場について考える。この場合、金融教育を受けるのは企業に属する社員である。金融商品の取引を行い、利益を生み出すためには、自社の製品についてはもとより、相手企業の特徴や市場の動向といった、より実践的な金融教育が必要である。このとき、近年の金融商品やそれを扱う市場の多様化や複雑化により、より正確で詳細な情報に基づく知識を身に着けるための教育を行う必要があり、金融教育はより実践的で専門性の高いものとなる。

また、企業や政府をはじめとする金融機関は、金融教育を発信する側にもならなければならない。それは、自社の製品やサービスを利用する消費者のリスクを減らし、消費者が安全で快適に金融取引を行うことが出来るようにするためである。その為には、自らが行う金融商品、例えば株、投資信託、預金、保険などについての説明を行うためのセミナーや出張講義、イベントなどによる金融教育を率先して行っていく必要がある。

しかし、企業が金融教育を推進していこうとすると、そのための社員の育成や専門の部署の立ち上げが必要となり、そのための費用や時間の創出に関する課題が発生する。

10 これまで教育現場と金融機関において必要とされる金融教育についてみてきたが、さまざまな問題点が挙げられることが分かった。そうした問題を解決する人材として近年注目されているのがファイナンシャル・プランナーである。ファイナンシャル・プランナー（Financial Planner:FP）は、投資家に資産管理のアドバイスを行う専門家のことである。顧客から収入、負債などの借入、15 家族構成、資産などの情報を収集し、ライフスタイルに合わせた適切なポートフォリオ、資金計画を考えて、住居、教育、老後といった将来のライフプランニングを提案する。

ファイナンシャル・プランナーは主に2種類の系統に分類することが出来る。あらかじめ企業を限定し、勤め先の企業に特化した内容を扱う「企業系ファイナンシャル・プランナー」と、自ら事務所を持ち独立自営する「独立系ファイナンシャル・プランナー」の2つの系統である。企業系ファイナンシャル・プランナーは主に銀行、信託銀行、郵便局、証券会社、生命保険会社、損害保険会社などの金融機関や、不動産仲介・分譲会社に勤務することが多い。最近では企業に属し、その企業の従業員に対するファイナンシャル業務を主とする「25 企業内ファイナンシャル・プランナー」の需要も高まりつつある。また、公認会計士、税理士、社会保険労務士、行政書士や、宅地建物取引主任者などの専門業者が各分野に特化させる形で業務を行っている事例も増えている。この場合、例えば、公認会計士や税理士は税金・事業継承、社会保険労務士は年金・社会保険、行政書士は事件性の無い遺産分割協議書などの事実証明書類の作成、宅30 地建物取引主任者は不動産などの諸問題について、などについて取り組むこと

となる。

- 教育現場における教員または金融機関の例より、金融教育に関する需要は大いにあるものの、その指導者を育成する時間、費用を作り出すことの難しさや、幅広い金融分野の中から教育を受ける側に求められている適切な情報を引き出して教育を行うことの困難さを問題として挙げてきた。そこで、指導者への教育や、授業または企業内外のセミナーに講師としてファイナンシャル・プランナーを呼ぶなどの活動を通して、教員と生徒、企業または政府と消費者といった双方の中立的な立場であることを利用し、教育として知識を深め、金融に対する理解によってこれらの問題を解決することが望めるのではないだろうか。
- 5
- 10
- ファイナンシャル・プランナーのように、金融やそれに関連する分野に精通し、近年の複雑・多様化した社会の動向に合わせた幅広い知識を持っている人材を起用することが、今後の日本社会にとって重要ではないだろうか。

## 第2節 消費者経済教育について

- 15
- 規制緩和と経済の自由化の拡大にともない、経済はより活性化し消費者にとっては選択の幅が広がるとともに、自分の資産について、自身で決断を下す場面が大幅に増えたといえる。そしてそれと同時に、消費者には「自己責任」が求められるようになった。自己決定・自己責任が重視される時代において意思決定能力を育成する消費者教育の意義が一層高まっている。また、消費者教育
- 20
- を推進することを前提として、消費者保護のための新しいルールや情報公開・情報開示、競争政策の整備とともに消費者教育（消費者経済教育）の充実が必要であるといえる。

日本消費者教育学会によると、消費者教育は以下のように定義されている。

- 「本質的には、消費者教育は、消費者が各自の価値観、理念（生き方）を個人的にも社会的にも責任が負える形で選び、枠組みし、経済社会の仕組みや商品・サービスについての知識・情報を理解し、批判的思考を働かせながら、合目的的に意思決定し、個人的、社会的に責任が持てるライフスタイルを形成し、個人として、また社会の構成員として、また社会の構成員として自己実現していく能力を開発するものである」。(日本経済教育学会より)
- 25

- 30
- この定義は、消費者教育には、個人的な側面と社会的な側面の二つの面が存

在することを示している。なぜなら、消費は極めて個人的な経済活動であると同時に国内社会やさらにはグローバル社会とも密接につながっており、影響を与え合っているからである。個人的な側面では、限られた希少な資源を有効に  
5 使って消費生活を向上することが課題として挙げられる。そのために消費者は、  
自分自身の生活目標を設定し、その生活目標を実現するために、総合的、合理的な意思決定ができるようになることを目的としている。また、社会的側面では、消費者が市民として自分の消費の結果が社会や環境にどのように影響を及ぼすかを考え、消費者にとってより良い社会の実現のために社会参加をすることを学ぶことが課題であり、消費者ひとりひとりが、すべての消費者に共通する  
10 正当な利益を実現するために、総合的かつ合理的に意思決定することを目的としている。

この両極面から、消費者教育は、市民教育あるいは市民性の教育であり、消費者が、自らを消費者であると同時に社会における市民であることも認識し、市民としての責任を自主的に果たそうとする消費者になるための動機付けになる  
15 ことを目的としていることが分かる。

### 第3節．消費者教育の現状

国民生活審議会消費者政策部会は、報告書『21世紀型の消費者政策の在り方  
20 について（内閣府、2003年5月）において、消費者は、「保護される対象」から「自立した主体」へと転換する必要があると主張した。これは、行政による事前規制のみによる消費者保護では、次々に発生する新しい消費者問題に対応することが困難になったという理由からである

消費者をめぐるトラブルは年々増加・深刻化している。（下図参照）その原因として、1990年代ごろから始まった日本版金融ビッグバンにより、金融分野  
25 における規制緩和が進み、金融をとりまく環境が短期間で急激に変化したことで、金融商品やその取引ルートを選択肢が多様化するとともに、消費者自身の選択の幅が広がったことが挙げられる。また、そのスピードに消費者保護の対策が追いついていないということも同時に原因として考えられる。

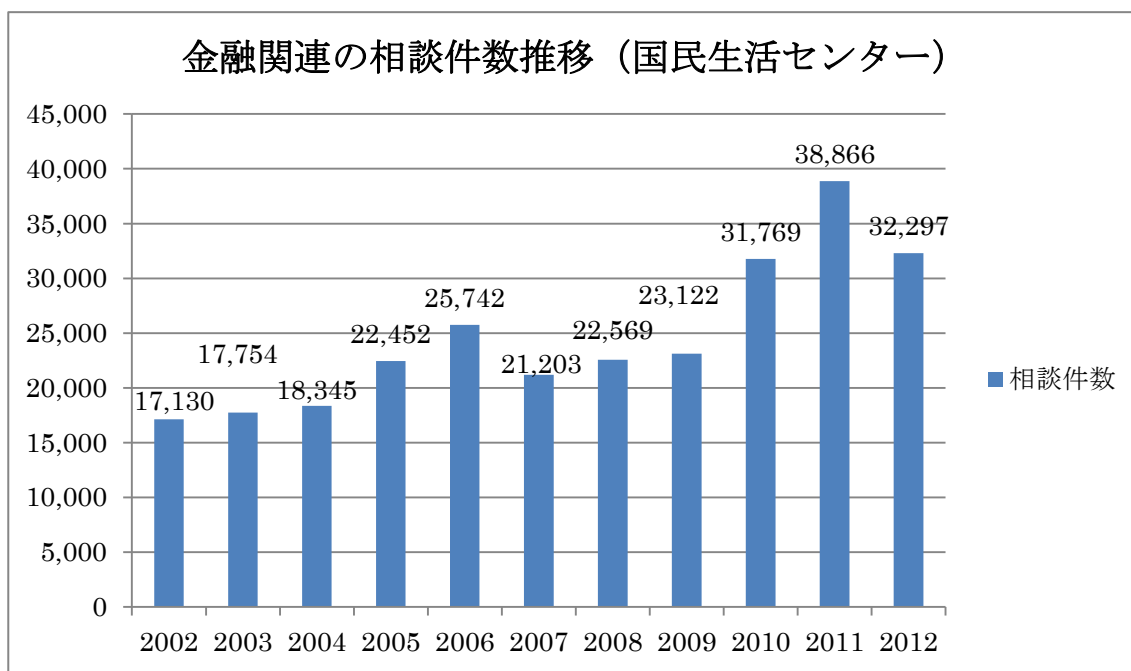


図 4 金融関連の相談件数推移（国民生活センター）

参考（国民生活センター ホームページより 筆者作成）

5

次に、金融商品に関する相談件数についてみていく。（図 5）  
 急激な増減は少ないものの、全体的な相談件数が多いことがわかる。

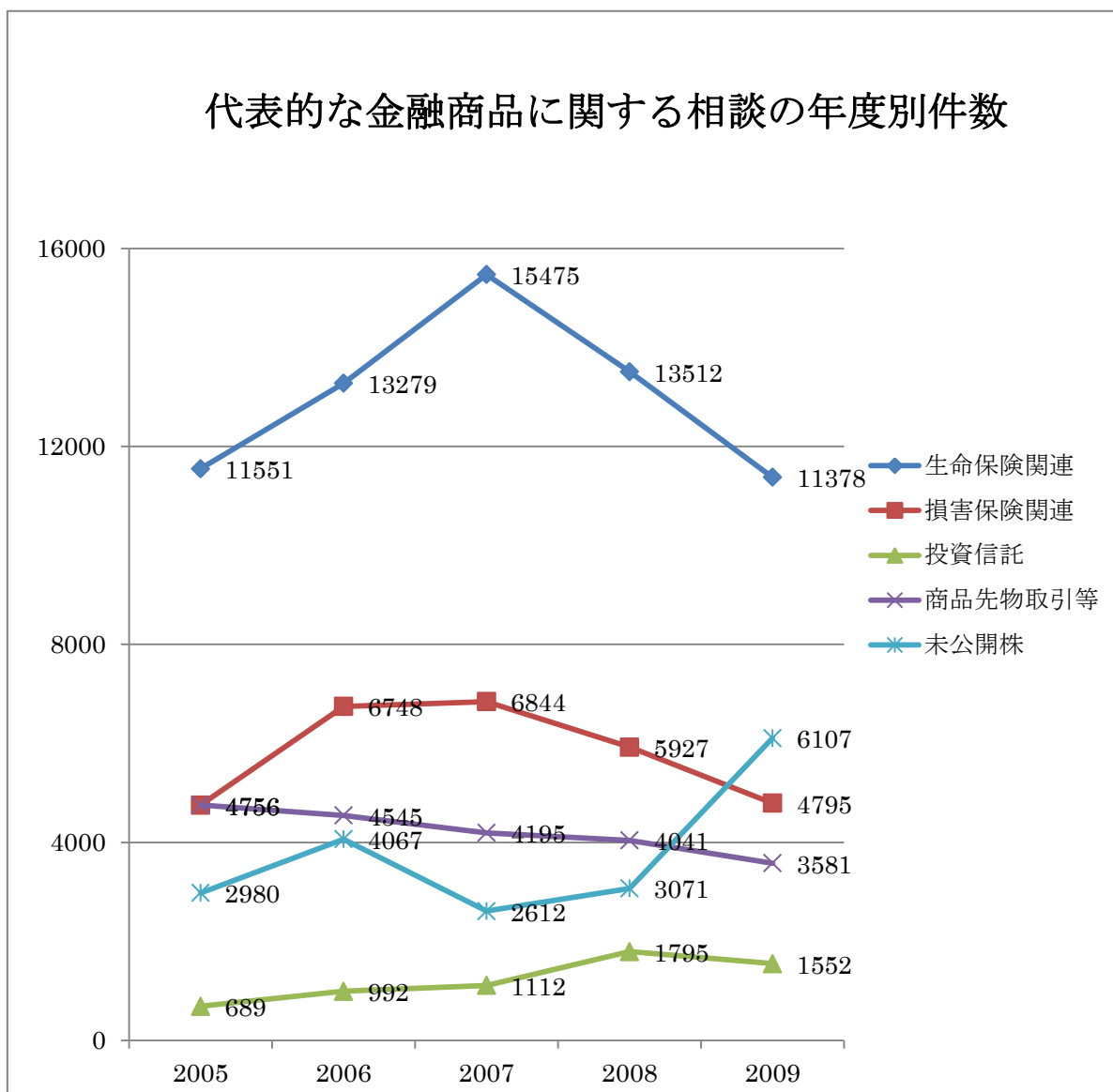


図5 代表的な金融商品に関する相談の年度別件数

\*相談件数は2010年7月6日現在のPIO-NETに登録された相談件数。

参考 金融商品に関する相談処理マニュアル 2010年度版 独立行政法人  
国民生活センター

5

金融商品に関する相談の傾向のひとつとして、保険に関する相談が非常に多いことがある。これは、少子超高齢化にともなう社会の変化などが原因として考えられる。また、近年は、詐欺的な投資商品すなわち未公開株や怪しい社債に関する相談件数が増加している。

10

手口も巧妙化しており、重大な社会問題へと発展していることが分かる。

そのため、従来のような、行政による事前規制のみによる消費者保護では、金融商品に関するものをはじめとした、次々に発生する新しい消費者問題に対応することが困難になった。そのため、行政は事前規制による取締りから、消費者と企業が市場において自由で公正な取引を行うためのルール（市場におけるルール）をあらかじめ整備して、そのルールに基づいて悪質業者の監視や取締りや、被害を受けた消費者を救済する制度の充実等の事後チェックを重点的に行うようになりつつある。これにより、悪質業者による不正行為の事前防止や、市場の公正性・透明性の確保によって市場メカニズムが十分に機能し、事業者間における自由で活発な競争の促進が期待されるのである。

10      しかし、消費者の位置づけを「保護」から「自立」へと転換させたからといって、政府による消費者保護が不要になるわけではない。消費者と事業者、おもに企業などでは、事業者の情報量が圧倒的に多く、したがって事業者の方が必然的に有利な立場になっている。これを、情報の非対称性という。そこで、消費者の安全確保、消費者契約の適正化、苦情整理・紛争解決、IT化・国際化・環境問題への対応といった部分で政府の対策が必要であると同時に、消費者へ直接的に、事業者と対等に取引するための情報量の育成を目的とした消費者教育を行っていかねばならないのである。

#### 第4節 消費者保護に関する政策・対応

20      消費者問題とは、消費者として購入した財・サービスおよびその取引をめぐる生じる消費者の被害・不利益の問題のことを指す。これらは、消費者の健康、生命、財産を直接脅かす重大な社会問題であり、発生後の消費者や行政の対処法を学習し、問題発生時に適切な対応をとるだけでなく、発生の原因や背景、その事例について知っておくことで、問題の発生を未然に防ぐことも重要である。

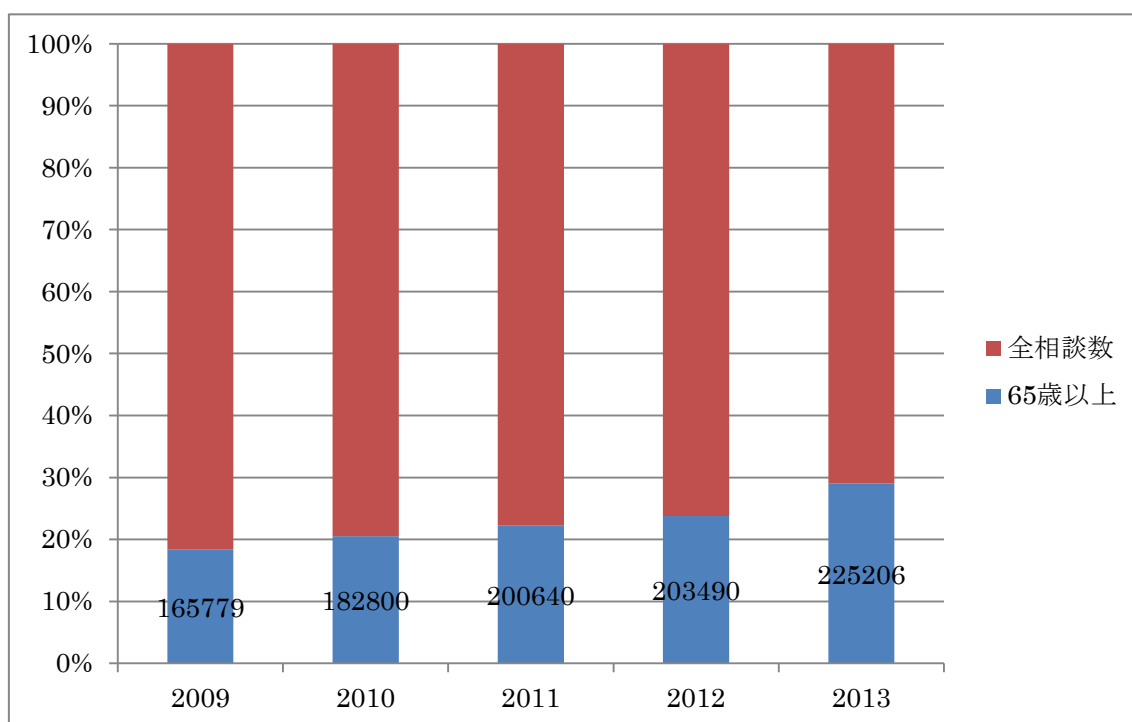
25      また、(図6)からわかるように、金融に関するトラブル・犯罪被害者は高齢者の割合が多いことが読み取れる。年代別相談件数における契約当事者が65以上の相談件数をみると、2013年には全体の約30パーセントが65歳以上の高齢者からの相談であることが分かる。高齢者にもわかりやすい対策と、ひとりひとりに対して親身になって対応していくことも今後は重点的におこな



っていかなければならないと考える。その際、例えば、「健康食品の送りつけ商法」といったふうに、高齢者に多い相談案件に的をしぼっていき、傾向と対策をふまえながらセミナーや行政窓口などを通じて高齢者との情報の共有を図ることがより効果的であると考えられる。

5

### 年代別相談件数における契約当事者が65歳以上の相談件数



10 図6 年代別相談件数における契約当事者が65歳以上の相談件数

参考独立行政法人 国民生活センター 消費者問題に関する2013年の10大項目

さらに、人々は、自分も消費一消費者であることをはっきりと自覚し、社会の消費者問題を未然に防ぐための対策だけではなく、むしろ、もしも自分がトラブルに巻き込まれたときどういう対処をすればよりよいのか、事前に考えておく必要があると考える。特に、消費者を保護するための法律については、知っておくべきである。

表 2 消費者保護に関する法律

① 保険・保険業法	保健契約の成立から終了に関する法律 生命保険・損害保険・障害疾病定額保険の3分野
② 金融商品取引法	証券業者などの金融商品取引業者が有価証券やみなし有価証券、デリバティブ取引を販売したり勧誘したりする際のルールなどを定めた法律
③ 金融商品販売法	金融機関、証券会社、販売代理業者などの金融商品販売会社金融商品を販売する際、相場変動リスクや元本割れの可能性などの重要事項を説明するように義務付ける法律
④ 商品先物取引法	商品取引所の組織や商品先物市場における取引の管理などについて定めた法律
⑤ 特定商品取引法	訪問販売や電話勧誘販売などの取引類型を対象とした、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守るルールが定められた法律
⑥ 消費者契約法	金融商品の契約も含めたすべての消費者契約（消費者と事業者間で締結される契約）に適用され、該当する場合には、消費者は契約の取り消しが可能であることを定めた法律
⑦ 出資法	出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律
⑧ 振り込め詐欺救済法	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払いに関する法律

参考 金融商品に関する相談処理マニュアル 2010 独立行政法人 国民生活センター

## 第5節．消費者経済教育の課題

消費者経済教育の分野においては、公益財団法人 消費者教育支援センターなどが中心的な役割を果たしていて、有用な教材・資料の充実が図られている。

- 5 しかし、前章でも述べたように、日本の学校教育ではいまだに十分に実施されているとは言えない、というのが現状である。また、社会科・公民科・家庭科等の家屋に横断的に扱われているため、教科科目間の連携や体系化が今後の課題として挙げられている。

- 10 今後、消費者経済教育を浸透させていくためには、どのように取り組むことが必要だろうか。まず、通常の経済教育においても消費者の視点を取り入れることが必要である。そのことによって、経済教育により一層、具体性をもたせることができるだろう。

- 15 また、消費者教育においても経済教育の視点を取り入れて日常の消費生活の問題について経済概念を用いて考えることを常習化させることができれば、消費者経済教育の実践となるし、経済リテラシーをもった消費者市民を育成することが出来ると考えられる。経済教育と消費者教育の両方の要素を同時に行うことにより、両社の両立を可能にした消費者経済教育を行うことが出来るのである。

## 20 第5章 日本の金融教育の課題と解決策

- 日本の金融政策は、2000年6月、金融審議会が「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」を発表し、金融分野における消費者教育の必要性について言及した。これを受けて「貯蓄広報中央委員会」は2001年「金融広報中央委員会」へと名称変更し、2002年3月には「金融に関する消費者教育の推進に当たっての指針」を発表し、消費者教育の一環として金融教育を推進していくことを鮮明にした。さらに同年金融庁は文部科学省に対して、学校における金融教育促進に向けた要請文を提出し、「金融改革プログラム」に金融経済教育の拡充を明記した。このように急速に金融教育が推進されている背景には、
- 25 以下のような社会構造の変化がある。

- 30 第一に金融システムの間接金融から直接金融への変化がある。間接金融とは

銀行という仲介 金融機関を介した金融形態のことで、リスクとリターンは銀行が引き受けてきた。それに対し直接金融は、投資家が資金を調達したいと思っている国や企業などが発行する債権に投資することで資金が流れていく金融形態であり、リスクとリターンは投資家が引き受ける。わが国では、1960 年代後半からの高度経済成長期を通じて銀行を中心とした間接金融が圧倒的に優位であったが、1990 年代以降、銀行などの不良債権問題によって間接金融が機能不全状態に陥り、伝統的な預金・貸し出しを用いた間接金融から、企業が市場で株式や社債の売買により資金を調達する直接金融への移行が必要になった。このような変化により、子どもたちは将来国や企業に対する資金提供者となることが期待され、株式が企業の資金調達手段のひとつであり、株式に投資することで日本の経済や社会の成長、発展に参加していることを理解させ、正しい目を持った健全な投資家を育てる教育が求められるようになった。

第二に少子高齢化に伴う社会構造の変化がある。高齢化は、フローの所得で生活する「現役 時代」に対して、相対的に所得が減少する「退職時代」が長くなることを意味する。一方、少子化は、若い世代が相対的に減少することから、いわば人生の 2 期間モデルにおいて、重複する「現役世代」と「退職世代」の人数をマッチさせることができないことを意味する。すなわち世代間の相互扶助を大原則としてきた年金制度において、今後年金給付額が減額されることは避けられないのであるが、わが国はこれまで国と企業年金にもっぱら老後生活を依存してきた。わが国でも年金改革の一環として 2001 年に確定拠出型年金の導入が始まり、年金を自己責任 で運用しなければならない状況も発生している。さらに 2005 年からは銀行のペイオフが解禁され、金融機関の選択も重要になってきた。

第三に情報技術革新や金融のグローバル化に伴う金融取引の複雑化である。外貨預金、投資信託、変額保険など新たな複雑な金融商品が数多く誕生し、元本そのものが大きく変動するリスクを理解しないまま購入し、多大な損害を被るなどの金融取引にかかるわる問題が発生している。これらの問題を未然に防止するためにも、学校教育で金融・証券・保険の働き・仕組み など基本的なことを教えておくことが何よりも求められている。またクレジットカードの普及、インターネットなどの先端情報技術の活用した通信販売などにより、自分の支

払い能力を超えた買い物をしがちである。近年多重債務者や自己破産の増加に見られるように、お金の意味を認識し、その使い方や蓄え方など、その管理のスキルを身につけないと、様々なトラブルに巻き込まれる恐れがある。

5 このような日本社会の変化に対応して、金融教育も幅広い内容を含むことが必然となった。預金金利が確実で、年金が確定供給であるという社会では、積極的に資産運用を考えなくても安定したライフスタイルを予想できたが、今や自らのライフプランやニーズ、好みに合わせてどういった資産を保有すべきかといった判断が要求され始めたのである。すなわち子どもたちに対する金融教育には、自分のライフスタイルをどのように描き、それをどのように実現させるか考えるキャリア教育が重要な位置を占めていると言える。また、子どもたちが社会人になったとき、日本の経済を活性化させ成長させていく企業、世の中が必要としている企業を見極める力を育成しなければならない。それには、投資のリスクとリターンを理解するとともに、株式投資の前提として企業がどのようなメカニズムで動いているのか、どのように社会に貢献し、社会的責任を果たしているのかを考える経済教育が重要となる。さらに、金融商品を購入する消費者としての責任と判断能力を育成する消費者教育も必要である。すなわち金融教育は、金銭に関わる教育だけでなく経済教育、キャリア教育、消費者教育を含む教育が必要とされる。

10

15

個人の金融経済に関する能力が低いと金融トラブルやリスクへの個人の対応力の差が無視できないものとなり、投資家保護のための規制が強化される。さらに所得格差や資産格差も拡大することにより、所得再分配政策が強化される。すなわち、個人の情報対応力を高め、適切な判断や意思決定を促すことを通じて、金融による資源配分機能の効率化や、規制や分配に関わる問題を緩和することによって、社会的コストを軽減する効果が期待されるのである。金融商品を正しく評価することは、取引の当事者にとって重要であるだけでなく、社会的資源配分の効率性のためにも重要である。

20

25

日本の金融教育は、低学年から系統的かつ実践的に学習し、生活の中で直面する問題を解決する能力の育成を重視している米国と比較して、授業時間数、教科書の内容ともに不十分であり現代社会を生きる力に直結していないと指摘されている。米国の NPO が高等学校の卒業時に実施している金融基礎知識の

30

テストを日本の高校生に実施し、日米の教育内容の相違が高校生の知識にどのような影響を与えているのか分析した結果日本の高校生が米国の高校生より正解率が高かったのは 19 問中 11 問で、インフレによって発生する問題、消費税、計算問題などの一般常識に関する問題や、年金の種類、貯蓄、勤勉と昇進

5 の関係、借金に関する問題などが正解率で米国を上回った。日本の高校生が、極端に正解率が低かったのは、金融商品や金利など資産運用に関する問題であり、これらの問題は米国の高校生も正解率が低かった。米国でも株式を危険視している高校生が 3 割もいることから、投資教育は難しく、リスクとリターンを正確に教えることは米国でも成功していないようである。

10 米国の高校生が日本の高校生より正解率が高かったのは、税金、ATM カードに関する問題で、自己申告して税金を払い、カードで支払う機会が多い米国社会では必要な知識だからだと考えられる。日本の高校生の金融基礎知識は米国の高校生と比較して、全体的には決して劣ってはいなく、むしろ理解が上回っている部分も多く見られた。これは、全体的に米国の問題が進学や勤勉、貯蓄を勧める問題が多く、日本の高校生にとって回答しやすい問題であったから

15 だと思われる。

このことから日本で必要な金融教育は、学校教育で学んだ知識は正解率が高いことから、今不足している金融商品のしくみや個人の負担する税金、社会保障の知識を学校教育に取り入れていくことが重要である。貯蓄がよいのか、

20 投資がよいのかでなく、まずそれを考えるために経済、金融の仕組みを学び、最低限の知識を持つことが現代社会を生き抜く力となるのである。

25

30

参考文献

- ・伊藤宏一 (2012) 『金融教育をめぐる国内外の状況と課題ー金融知識から消費者市民としての金融行動へー』
- 5 <http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/gijiroku/20121108/04.pdf>
  
- ・一般財団法人 ゆうちよ銀行 ホームページ 金融・経済コラム  
<http://www.yu-cho-f.jp/top/knowledge/column02.html>
  
- 10 ・魚住忠久・山根栄次・宮原悟・栗原久 (2005)  
『グローバル時代の経済リテラシー』 ミネルヴァ書房
  
- ・『英国における金融教育 最新事情』(2011)  
[http://www.jsri.or.jp/publish/topics/pdf/1107\\_01.pdf](http://www.jsri.or.jp/publish/topics/pdf/1107_01.pdf) 大橋善晃
- 15
- ・海外における金融経済教育の調査・研究  
[http://www.jsda.or.jp/manabu/kenkyukai/content/k\\_report.pdf](http://www.jsda.or.jp/manabu/kenkyukai/content/k_report.pdf)
  
- ・勝間和代 (2009) 『勝間和代のお金の学校ーサブプライムに負けない金融リテラシーー』 日本経済新聞出版社
- 20
- ・勝間和代 (2007) 『お金は銀行に預けるな』 光文社新書
  
- ・金融知るぽると HP 英米・金融教育レポート
- 25 <http://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/report/report401.html>
  
- ・金融庁 『金融力調査』 (2012)  
<http://www.shiruporuto.jp/finance/chosa/kinyuryoku2011/pdf/11kinyuryoku.pdf>

30

- ・金融経済教育研究会『金融経済教育研究会報告書』（2013）  
<http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130430-5/01.pdf>
  
  - ・金融広報中央委員会（2013）『金融教育の手引き』
- 5
- ・金融広報中央委員会ホームページ  
<http://www.shiruporuto.jp/teach/school/tebiki/>
- 10
- ・金融広報中央委員会 福原敏恭（2000）『グローバルに拡大する金融教育  
ニーズと英国における金融教育の動向ーポスト・クライシスの金融教育に向け  
てー』
- 15
- ・金融広報中央委員会（2008）『金融イノベーションの進展と米国における  
金融教育の動向ーサブプライム問題発生後の状況ー』
- ・金融リテラシー・マップ  
金融経済教育推進会議（2014）『最低限身につけるべき金融リテラシー（お  
金の知識・判断力）の項目別・年齢層別スタンダード』
- 20
- ・楠本町子（2006）「日本の金融教育とその課題ー日米高校生の金融基礎知識  
の比較を背景にー」現代社会研究科研究報告
- 25
- ・新保恵志（2012）『金融・投資教育のススメー投資の学び方と投資教育の  
あるべき姿ー』きんざい
- ・須田 義裕 大高久弥 供著 『日本版金融経済教育システムの構築へ向  
けてーライフステージ別金融景座教育の導入ー』
- 30
- ・全国銀行協会 <http://www.zenginkyo.or.jp/>



・ドイツにおける経済教育の動向

[http://opac.lib.yamanashi.ac.jp/metadb/up/honkan/11\\_99-114.pdf](http://opac.lib.yamanashi.ac.jp/metadb/up/honkan/11_99-114.pdf)

5 ・ドイツにおける教育改革の現状

<http://archives.bukkyo-u.ac.jp/rp-contents/KK/0009/KK00090R123.pdf>

・独立行政法人国民生活センター（2013）『消費者問題に関する 2013 年の 10 大項目』

10

・独立行政法人国立特殊教育総合研究所 HP「主要国における特別な教育的ニーズを有する子どもの指導について」

[http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub\\_f/F-101/chapter03/chapter03\\_d01.html](http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub_f/F-101/chapter03/chapter03_d01.html)

15

・日本HP協会ホームページ

<https://www.jafp.or.jp/>

・日本証券業協会東京証券取引所（2013）『「株式学習ゲーム」の実施状況と参加校からのアンケート調査結果について』

20

・野村グループ HP

<http://www.nomuraholdings.com/jp/sp/>

25 ・春井久志（2008）『金融自由化・少子高齢化社会における金融リテラシー教育:イギリスの事例を中心に』消費者金融サービス研究学会年報（8）, 67-81,

<http://ci.nii.ac.jp/naid/110008123713>

・Business Media インタビュー

30 「勝間和代氏に学ぶ、金融リテラシーの基本 7 か条とは？」

<http://bizmakoto.jp/makoto/articles/0803/05/news045.html>

5

10

15